

令和7年度大阪府医療費分析委託業務 仕様書

1. 業務名

令和7年度大阪府医療費分析委託業務

2. 目的

大阪府の一人当たり医療費は、全国平均より高く、人口規模が比較的近い首都圏と比較しても高い傾向が見られる。この地域差の要因には、地域特有の医療提供体制や医療資源の利用状況が影響していると考えられるが、その詳細は十分に解明されていない。医療費の地域差を把握し、効率的な医療提供体制や予防施策を検討するためには、データに基づく客観的な分析が必要である。

そこで、本業務では、NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)データを活用して、首都圏等との地域差を分析、可視化し、翌年度以降の医療費適正化に向けた施策を策定することを目的とする。

3. 業務内容

3.1. データ等の入手

(1) R7 年度分析用データ等の入手

① NDB データ

- R7 年度に分析するデータを厚生労働省に申請し、入手すること。
- 入手するデータは統計的に問題のない範囲で、可能な限り複数年の最新のデータとすること。

② その他データ

その他、分析において必要な関連データ等を適宜入手・提供すること。

(2) R8年度以降分析用データの入手

- R8年度以降も本業務の成果等を踏まえ、大阪府においてデータ分析を実施する予定である(本業務の対象外)。その分析に必要となる特別抽出データの条件を策定し、厚生労働省に申請を行うこと。
- 入手するデータは統計上問題のない範囲で、可能な限り複数年の最新のデータとすること。
- R9 年度末までデータ分析が可能な形式で申請すること。

3.2. データ分析

(1) データクレンジング

欠損値の処理や重複の削除、外れ値の除去等、適宜データのクレンジングを行うこと。

(2) 地域差分析

- 疾病ごとに、一人当たり医療費および入院・外来別医療費等を二次医療圏や市区町村といった地域の単位で比較すること。
- 疾病については分析開始時に発注者に具体的な案を提示のうえ、双方の協議に基づき決定すること。
- 診療回数および1回当たり医療費の分布等を分析すること。
- 下記地域について、全国平均の値を踏まえ、下記地域における二次医療圏別の医療費および医療提供体制の地域差について分析すること。また、疾病ごとの医療費構造や医療提供体制の課題を整理し、施策案を提示すること。
 - ・ 大阪府
 - ・ 首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)
 - ・ 近畿5府県(京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)
 - ・ 愛知県、福岡県
- 分析に当たっては大阪府における医療費適正化推進計画(評価等含む)、過去の医療費分析の結果、厚労省の示す都道府県別の各種データ等を参照のうえ、整理すること。

(3) 予防施策に関連する分析

- 特定健診受診率と医療費の関連性を分析すること。
- 健診結果(BMI、血圧、血糖値など)と疾病別医療費の相関を分析すること。
- 分析結果に基づき、施策案を提示すること。

(4) 医療提供体制の分析

下記のような観点で分析すること。他に分析の観点についてあれば提供すること。また、分析結果に基づき、施策案を提示すること。

- 医療機関数、診療行為数、医師数、施設数
- 医療機関までの距離や施設数の効率性
- 患者の年齢による差異

(5) その他の分析

その他、医療費適正化に当たり有効と考えられる分析の観点を提示すること。

(6) まとめ

前述の分析結果を総合的にまとめること。

3.3. 打合せ及び各会への出席

(1) 定期打合せ

- 最低月 1 回(WEB 開催可)で進捗確認を実施し、課題を共有すること。

(2) 懇話会等での説明

- 学識経験者を交えた懇話会にて年最大5回(WEB 参加可)程度、説明及び意見交換を実施すること。
- 懇話会等で挙げた意見を適宜、報告書に反映すること。

3.4. 成果物等の提出

(1) 実施計画書

実施計画を取りまとめ、契約後 1 週間以内に提出すること。

(2) 中間報告書

- R8年1月 31 日までに中間報告書をMicrosoft word(docx)形式、及び概要版を PowerPoint(pptx)で提出すること。
- 中間報告書では分析の結果や、各会での意見等を整理するとともに、医療費適正化に資する施策案を提示すること。
- 令和8年度以降の分析に向けた観点を盛り込むこと。

(3) 最終報告書

- 令和8年3月 15 日までに最終報告書をMicrosoft word(docx)形式、及び概要版を PowerPoint(pptx)で提出すること。
- 最終報告書では分析の結果や、各会での意見等を整理するとともに、医療費適正化に資する施策案を提示すること。
- 令和8年度以降の分析に向けた観点を盛り込むこと。

3.5. その他業務の実施について

- 業務の実施にあたっては、事前に発注者との十分な協議を行った上で進めること。
- 委託業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- 業務内容に伴って必要業務が生じる場合、当該業務は委託業務に含めるものとする。

4. 提案を求める事項

『3.業務内容』について、下記の課題に留意し、提案をすること。

<提案事項のポイント>

- 業務に適した NDB データの提案

複数あるデータの中で、どのデータを申請、分析すべきかについて、令和7年度分析、令和8年度以降分析用データに分けて、データの使い勝手等の理由を含め提案すること(オープンデータを含む)。その他として提案する分析項目があれば併せて記載すること。

○申請データセットの例:

- ・ 令和7年度分析用:セキュリティ要件が簡便なHIC利用のうち、即利用が可能なサンプリングデータセットを申請・分析
- ・ 令和8年度以降用:令和9年度の分析が可能な媒体提供にて、令和7年度の分析(中間報告書をベース)を踏まえ特別抽出データを申請

○入手するデータ項目例:

匿名レセプト情報(医科・PDC・調剤・歯科)

- ・ 医療機関情報(請求年月、都道府県)
- ・ レセプト情報(診療年月、性別、年齢)
- ・ 診療内容情報(傷病名、診療行為、医薬品、特定器材など) 等

匿名特定健診・保健指導等情報

- ・ 健診結果(BMI、血圧、血糖値など)
- ・ 保健指導レベル(積極的支援・動機付け支援) 等

- NDB データを迅速かつ効率的に入手するための提案
これまでNDBデータを入手したノウハウ、発注者が記載に協力すべき様式や項目について具体的に提案すること
- NDB データの分析の流れ(クレンジング等含む)
データクレンジングの方法、クレンジング対象となるデータ等について提案すること。また、分析の流れについて、統計分析ツールや分析手法(重回帰分析等)を含め、フロー図等でわかりやすく提案すること。その他として提案する分析項目があれば併せて記載すること。
- NDB データの分析による施策案提示プロセスの提案
分析結果をもとに施策案を提案するためのプロセスを、疾病・施策案のイメージ等の例を交え提案すること。その他として提案する分析項目があれば併せて記載すること。
- 業務責任者の配置、業務を確実かつ効果的に実施するために必要な知見、スキル、ノウハウ等を有した人員の配置
業務実行体制(体制図含む)、責任者、及び担当人員を具体的に示すこと。また、担当者のスキル(医療、統計、情報処理に関する資格等)や業務実績(〇年に〇〇県でNDB データの分析を担当等)を具体的に記載すること。
- 実現可能かつデータの入手時期を考慮したスケジュール
令和7年度中の報告に向けたスケジュール及び令和8年度以降のデータの入手時期や分析時期をイメージしたスケジュールをスケジュール提案すること(なお、令和8年度以降の分析は本業務の対象外である)。
- 施策提案や報告書の作成について、独自の知見やノウハウ等の活用
これまでの業務実績とともに、分析手法や施策提案に関して活用するノウハウを具体的に提案すること。R8 年度以降のデータ分析を考慮した成果物のイメージ(骨子等)を提示すること。

※再委託を行う場合には、その予定(相手先、範囲、費用等)について記載すること。

5. 著作権等の取扱い

- 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は発注者が保有する。
- 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

再委託について

採択された委託業務の一部(調査等)について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、発注者の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

6. 秘密の保持

- 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- 本業務の遂行にあたり発注者から提供した情報については、機密保持に努めるとともに、電子データのパスワードの設定などセキュリティ対策を講じなければならない。

7. その他

委託業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行すること。